

平成二十五年法律第九号

アルコール健康障害対策基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十一条)
- 第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等(第十二条―第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)
- 第四章 アルコール健康障害対策推進会議(第二十五条)
- 第五章 アルコール健康障害対策関係者会議(第二十六条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさ  
と潤いを与えるものであるとともに、酒類に関  
する伝統と文化が国民の生活に深く浸透して  
いる一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害  
の原因となり、アルコール健康障害は、本人の  
健康の問題であるのみならず、その家族への深  
刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性  
が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に  
関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体  
等の責務を明らかにするとともに、アルコール  
健康障害対策の基本となる事項を定めること等  
により、アルコール健康障害対策を総合的かつ  
計画的に推進して、アルコール健康障害の発  
生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアル  
コール健康障害を有する者等に対する支援の充  
実に、安心して暮らすことのできる社会の実現に  
寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アルコール健康障  
害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲  
酒、二十歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不  
適切な飲酒の影響による心身の健康障害をい  
う。

(基本理念)

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる  
事項を基本理念として行われなければならない  
い。

- 一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発  
の各段階に応じた防止対策を適切に実施する  
とともに、アルコール健康障害を有し、又は  
有していた者とその家族が日常生活及び社会  
生活を円滑に営むことができるように支援す  
ること。

二 アルコール健康障害対策を実施するに当た  
っては、アルコール健康障害が、飲酒運転、  
暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連する  
ことに鑑み、アルコール健康障害に関連して  
生ずるこれらの問題の根本的な解決に資する  
ため、これらの問題に関する施策との有機的  
な連携を図られるよう、必要な配慮がなされ  
るものとする。

第四条 国は、前条の基本理念のつとより、アル  
コール健康障害対策を総合的に策定し、及び実  
施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にの  
つとより、アルコール健康障害対策に関し、国と  
の連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施  
策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供すること  
を含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び  
地方公共団体が実施するアルコール健康障害対  
策に協力するとともに、その事業活動を行うに  
当たって、アルコール健康障害の発生、進行及  
び再発の防止に配慮するよう努めるものとする  
(国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコー  
ル健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運  
転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同  
じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール  
健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めな  
ければならない。  
(医師等の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方  
公共団体が実施するアルコール健康障害対策に  
協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び  
再発の防止に寄与するよう努めるとともに、ア  
ルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を  
行うよう努めなければならない。  
(健康増進事業実施者の責務)

第九条 健康増進事業実施者(健康増進法(平成  
十四年法律第百三十三号)第六条に規定する健康増  
進事業実施者をいう。)は、国及び地方公共団  
体が実施するアルコール健康障害対策に協力す  
るよう努めなければならない。  
(アルコール関連問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くアルコール関連問題に  
関する関心と理解を深めるため、アルコール関連  
問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、十一月十日  
から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題  
啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施される  
よう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、アルコール健康障害対策を  
実施するため必要な法制上、財政上又は税制上  
の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アルコール健康障害対策推進基本  
計画等

(アルコール健康障害対策推進基本計画)

第十二条 政府は、アルコール健康障害対策の  
総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコー  
ル健康障害対策の推進に関する基本的な計画(以  
下「アルコール健康障害対策推進基本計画」と  
いう。)を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定め  
る施策については、原則として、当該施策の具  
体的な目標及びその達成の時期を定めるものと  
する。

3 政府は、適時に、前項の規定により定める目  
標の達成状況を調査し、その結果をインターネ  
ットの利用その他適切な方法により公表しなけ  
ればならない。

4 政府は、アルコール健康障害に関する状況の  
変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の  
効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ご  
とに、アルコール健康障害対策推進基本計画に  
検討を加え、必要があると認めるときは、こ  
れを変更しなければならない。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を  
変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あ  
らかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、  
アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴  
いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の  
変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければ  
ならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計  
画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に  
報告するとともに、インターネットの利用その  
他適切な方法により公表しなければならない。

(関係行政機関への要請)

第十三条 厚生労働大臣は、必要があると認め  
るときは、関係行政機関の長に対して、アルコー  
ル健康障害対策推進基本計画の変更のための資  
料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本  
計画において定められた施策であつて当該行政  
機関の所管に係るものの実施について、必要  
な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対  
策推進基本計画を基本とするとともに、当該都  
道府県の実情に即したアルコール健康障害対策  
の推進に関する計画(以下「都道府県アルコー  
ル健康障害対策推進計画」という。)を策定す  
るよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計  
画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第  
三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増  
進法第八条第一項に規定する都道府県健康増  
進計画その他の法令の規定による計画であつて保  
健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと  
調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコー  
ル健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び  
当該都道府県におけるアルコール健康障害対策  
の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年  
ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進  
計画に検討を加え、必要があると認めるときに  
は、これを変更するよう努めなければならない。

(教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアル  
コール関連問題に関する関心と理解を深め、ア  
ルコール健康障害の予防に必要な注意を払うこ  
とができるよう、家庭、学校、職場その他の様  
々な場におけるアルコール関連問題に関する教  
育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてア  
ルコール関連問題に関する知識の普及のために  
必要な施策を講ずるものとする。  
(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売  
の方法について、酒類の製造又は販売を行う事  
業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健  
康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引  
することとならないようにするために必要な施  
策を講ずるものとする。  
(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコー  
ル健康障害の発生、進行及び再発の防止に資す  
るよう、健康診断及び保健指導において、アル  
コール健康障害の発見及び飲酒についての指導等  
が

計画において定められた施策であつて当該行政  
機関の所管に係るものの実施について、必要  
な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対  
策推進基本計画を基本とするとともに、当該都  
道府県の実情に即したアルコール健康障害対策  
の推進に関する計画(以下「都道府県アルコー  
ル健康障害対策推進計画」という。)を策定す  
るよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計  
画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第  
三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増  
進法第八条第一項に規定する都道府県健康増  
進計画その他の法令の規定による計画であつて保  
健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと  
調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコー  
ル健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び  
当該都道府県におけるアルコール健康障害対策  
の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年  
ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進  
計画に検討を加え、必要があると認めるときに  
は、これを変更するよう努めなければならない。

(教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアル  
コール関連問題に関する関心と理解を深め、ア  
ルコール健康障害の予防に必要な注意を払うこ  
とができるよう、家庭、学校、職場その他の様  
々な場におけるアルコール関連問題に関する教  
育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてア  
ルコール関連問題に関する知識の普及のために  
必要な施策を講ずるものとする。  
(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売  
の方法について、酒類の製造又は販売を行う事  
業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健  
康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引  
することとならないようにするために必要な施  
策を講ずるものとする。  
(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコー  
ル健康障害の発生、進行及び再発の防止に資す  
るよう、健康診断及び保健指導において、アル  
コール健康障害の発見及び飲酒についての指導等  
が

適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関その他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合ってその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治

療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

**第四章** アルコール健康障害対策推進会議

**第二十五条** 政府は、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 アルコール健康障害対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴くものとする。

**第五章** アルコール健康障害対策関係者会議

**第二十六条** 厚生労働省に、アルコール健康障害対策関係者会議(以下「関係者会議」という。)を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に関すること。  
二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

**第二十七条** 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画

に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

(検討)

**第二条** この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(アルコール健康障害対策関係者会議に関する経過措置)

**第四条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に内閣府に置かれたアルコール健康障害対策関係者会議の委員である者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日に、前条の規定による改正後のアルコール健康障害対策基本法第二十七条第二項の規定により、厚生労働省に置かれるアルコール健康障害対策関係者会議の委員として任命されたものとみなす。

**附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第九号)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

**第二十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。